

一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 運営組織及び業務分担に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」）定款第4条に基づき、本会の事業を実施するため、各部を設置並びに運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(組織と業務)

第2条 以下の通り各部を設置し、業務を定める。

- 1) 事務局：会議の運営、文書管理、関係機関との連絡調整、会員の募集登録、ホームページの管理に関する業務、その他、他の部に属さない業務を担当する。
- 2) 財務部：会費の徴収、寄付金の募集、その他の財務一般に関する業務を担当する。
- 3) 研修部：医療ソーシャルワーカーの養成、教育、並びに調査研究、啓発に関する事業を担当する。
- 4) 広報出版部：会報、研究報告書、事例集などの編集、発行に関する業務を担当する。

2 各部の業務は、理事が分担し、執行する。尚、各部の業務を遂行するにあたり、A会員の中から運営委員を置くことができる。

3 本会は、必要がある場合には理事会の承認により、特定の事項を行うための委員会を設けることができる。

(改廃)

第3条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

第4条 この規程は2017年4月3日より施行する。